

新庁舎建設工事



躯体工事をしています

写真レポート

引き続き、建物1階部分の鉄筋、型枠、コンクリート工事を行っています。



new town hall



お知らせ

幸せ運ぶ町オリジナル婚姻届

結婚されるかたに町オリジナル婚姻届用紙をご用意しています。ハートの遊水池に幸せを運ぶコウノトリが舞い降りる姿が描かれています。これは幸せな結婚生活が送れますようにと、願いをこめたデザインです。人生の大切な記念のために、ぜひご利用ください。

問合せ 戸籍年金係
☎内線232



お知らせ

選挙啓発ポスターコンクール
受賞おめでとうございます



板中1年 戸井ひかりさん



東小5年 折原希耶さん



平成29年度明るい選挙啓発ポスターコンクール群馬県審査会が行われました。町内小中学校からは239作品、県内からは8,218作品の応募があったなかで、東小5年、折原希耶さんが佳作を受賞しました。また、板中1年、戸井ひかりさんが入選しました。

ポスターコンクール作品展 町の第1次審査で選出された作品30点を展示します。ぜひ、ご来場ください。

期間 1月5日(金)～31日(水)
※最終日は、午後3時まで

場所 中央公民館2階ロビー

問合せ 選挙管理委員会(行政安全係)

☎内線122

年金所得者申告相談会・住宅借入金等特別控除説明会

対象者

- ①年金所得のみで、医療費控除や生命保険料控除などの控除を受けるかた
- ②初めて住宅借入金等特別控除を申告するかた(平成29年12月31日までに居住を開始した場合に限り)

※要事前予約

日時 2月13日(火)～15日(木)
午前9時から正午まで
午後1時から4時まで

場所 役場第2庁舎会議室

持参する物

- ①給与・公的年金の源泉徴収票(原本)
- ②医療費控除等を受けるかたは、平成29年中に支払った医療費等の明細書
- ③生命保険料控除や社会保険料控除などを受けるかたは、その証明書や領収書
- ④印鑑(認印で可)
- ⑤還付先口座(本人名義)の分かるもの
- ⑥マイナンバーカードなど

※これ以降は、住宅借入金等

お知らせ

申告相談
申告相談会と医療費控除申告方法変更のお知らせ

特別控除を申告するかたの持参するもの

- ⑦年末残高証明書
- ⑧登記事項証明書
- ⑨契約書の写し
- ⑩補助金等の額が分かる書類

※ただし、認定長期優良住宅・認定低炭素住宅の特例を適用する場合は必要書類が異なります。

※毎戸配付された「税務署からのお知らせ」の裏面に、年金収入のあるかたの申告を簡易に判定するチャートを掲載しています。

医療費控除の申告方法が変わります

これまで領収書(原本)の持参が必要でしたが、平成29年分の申告から、明細書のみの提出となります。

1年間にかかった医療費を、明細書にまとめて、申告書に添付します。領収書は、5年間保管してください。また、明細書の代わりに、町や保険組合からの医療費通知で代用することもできます。

これまでも領収書(原本)の持参が必要でしたが、平成29年分の申告から、明細書のみの提出となります。

1年間にかかった医療費を、明細書にまとめて、申告書に添付します。領収書は、5年間保管してください。また、明細書の代わりに、町や保険組合からの医療費通知で代用することもできます。

お知らせ

子育て支援金
小学校入学おめでとうございます

来年度小学校に入学するお子さんを養育しているかたに、子育て支援金を支給します。

対象 板倉町に住民登録があり、引き続き在住する見込みがあるかたで、来年度小学校に入学する児童を養育している保護者

※生活保護世帯は除く

支給額

入学するお子さんが

第1子 30,000円
第2子 40,000円

第3子以降 60,000円

申請方法 所定の申請書に必要な事項を記入して役場へ提出してください。(申請書は役場にあり)

※町内の幼稚園・保育所・認定こども園に在園しているかたについては、在園施設を通して申請書を配布します。申請期限までに在園施設へ提出してください。

申請期限 1月18日(木)

問合せ 子育て支援係
☎内線314

お知らせ

固定資産税
家屋を取り壊したときは手続きが必要

住宅や物置などの家屋の全部または一部を取り壊したときは手続きが必要で

平成29年中に家屋を取り壊したかたは、1月31日(木)までに必ず家屋滅失届(役場備え付けまたは町ホームページか



らダウンロード)を提出してください。固定資産課税台帳から削除します。

なお、取り壊した家屋が登記されている場合は、これとは別に法務局で滅失登記の手続きが必要になります。

持参するもの 認印

提出先・問合せ 資産税係
☎内線215

確定申告用の
納付額確認書を送付します



口座振替や納付書により納付した国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付額確認書を1月下旬に郵送します。

この確認書は、所得税などの確定申告を行う時、納付済み保険税・保険料を社会保険料控除として適用を受ける場合の証明書になりますのでご利用ください。

【注意】

公的年金から天引きされている保険税・保険料が別にあるかたは、この納付額確認書には含まれていないため、年金保険者から送付される源泉徴収票に記載されている額と合算して申告する必要がありますのでご注意ください。

問合せ 収税係
☎内線221・222